

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年2月14日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 ^{※1}	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{※2}	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	
	原本木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原本木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、葛川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち清ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	サヨリ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	水産物40種 ^{※4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※5}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{※6}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字宇津井及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字宇津井及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堤田、常葉町山根並びに市内国有林植生森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字宇津井及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字宇津井及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*4 アイナム、アカヒゲイ、アカシラヌメ、イカナゴ、ウスメバシリ、ウミナガエ、エゾソイアイナメ、キツネメバシリ、クロウシソシタ、クロソイ、クログダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハガバレイ、ヒガニガ、ヒラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビンヌガイ、キタムラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月始末までの牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、湯川村、昭和村、櫛枝岐村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年2月14日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪沢村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物	ヒガシフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしようと(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	ヤマドリの肉	全域
	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

* 指示出荷制限を除く。当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月14日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳		<p>H23.3.21～: 4.8解除: 喜多方市、猪穂町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎町、中島村、西郷村、駿河村、猪苗代町、下郷町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 須賀市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(山木屋の区域を除く。) H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、三春町、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、大玉村、猪穂町、矢吹町、泉崎町、中島村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉村、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
	ホウレンソウ、カキナ	<p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪穂町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	その他すべて	<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪穂町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
アブラナ科の花壠類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、北塙原村、猪根岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
カブ		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、北塙原村、猪根岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	<p>H23.4.13～: 福島市</p> <p>H23.4.13～4.25解除: いわき市</p> <p>H23.4.25～: 木曾岬</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p> <p>H23.7.19～: 伊達市</p> <p>H23.7.22～: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: いわき市</p> <p>H23.11.14～: 川俣町</p>
	原木しいたけ(施設栽培)	<p>H23.3.23～: 福島市</p> <p>H23.4.13～4.25解除: いわき市</p> <p>H23.4.25～: 木曾岬</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
	原木ナメコ(露地栽培)	<p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p> <p>H23.9.6～: 棚倉町、古殿町(※重複箇所に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、北塙原村、猪根岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H23.10.18～: 喜多方市</p> <p>H24.8.15～: 昭和村</p> <p>H24.10.11～: 磐梯町</p> <p>H24.10.18～: 会津坂下町、北塙原村</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 平田村</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 鹿沼市</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 鹿沼市、相馬市、木曾岬町、川俣町、西郷村</p>
たけのこ		<p>H23.5.9～5.30解除: 鹿沼市 H24.4.9～: いわき市</p> <p>H23.5.9～6.21解除: 天栄村 H23.5.13～6.21解除: 伊達市 H24.4.10～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p>
	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	<p>H24.4.10～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.9～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.2～: 福島市</p> <p>H24.5.7～: 磐梯町、新地町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p>
	くさそてつ(こごみ)	<p>H23.4.10～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.5.17～: 磐梯町、新地町</p>
	たらのめ(野生のものに限る。)	<p>H24.4.5～: 福島市、白河市、瑞町、新地町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p>
	ふきのとう(野生のものに限る。)	<p>H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、瑞町</p> <p>H24.4.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.1～: 喜多方市、福島市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村、瑞町、新地町</p> <p>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</p> <p>H24.5.17～: 磐梯町、新地町</p>
	こしあぶら	<p>H24.4.5～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、福島町、瑞町</p> <p>H24.5.10～: 喜多方市、福島市、伊達市、桑折町、瑞町、新地町</p> <p>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</p> <p>H24.5.17～: 磐梯町、新地町</p>
ぜんまい		<p>H24.5.10～: 相馬市</p> <p>H24.5.24～: 川俣町</p>
	わらび	<p>H24.5.10～: いわき市、伊達市</p> <p>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町</p> <p>H24.6.2～: 福島町、新地町</p>
	ウメ	<p>H24.6.6～: 福島市、南相馬市</p>
ユズ		<p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p>
	クリ	<p>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市</p> <p>H24.10.12～: いわき市</p>
	キウイフルーツ	<p>H23.12.9～: 相馬市、南相馬市</p>

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月14日現在

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成25年2月14日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～:十和田市、南上町
		H24.10.30～:青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除:青森県東詫村気庭寺灯台と北海道函館市恵山寺灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31～:一関市、奥州市
原木くりた(露地栽培)		H24.4.12～:一関市、奥州市
H24.4.13～:雄前高田町、住田町		
原木しいたけ(露地栽培)		H24.4.20～:大船渡市
H24.4.25～:一関市、象石市、奥州市、平泉町、大船町		
H24.5.7～:花巻市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町		
H24.5.10～:盛岡市		
H24.10.19～:大船渡市、象石市		
H24.10.23～:雄前高田町		
原木なめこ(露地栽培)		H24.10.24～:一関市、奥州市
H24.10.25～:雄前高田町		
野菜類		H24.10.27～:一関市、奥州市、平泉町
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.16～:一関市、象石市
H24.10.17～:雄前高田町		
H24.10.18～:一関市、奥州市、平泉町		
H24.10.19～:雄前高田町		
H24.10.20～:一関市、象石市		
H24.10.21～:雄前高田町		
H24.10.22～:一関市、象石市		
H24.10.23～:雄前高田町		
こしあぶら		H24.5.10～:奥州市、花巻市
H24.5.14～:奥州市、花巻市		
H24.5.15～:象石市		
H24.5.18～:住田町		
せり(野生のものに限る。)		H24.5.30～:一関市、奥州市
ぜんまい		H24.5.18～:一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18～:奥州市、雄前高田町
越後 大豆		H25.4.1～H25.24～一部解除:一関市(田畠清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
鰐類 ソバ		H24.11.13～H24.12.12～一部解除:一関市(市民民営の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
スズキ		H24.10.25～:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロダイ		H24.5.2～H25.11解除:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物 マダラ		H24.5.2～H25.11解除:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.1～:雄井川(支流を含む。)及び雄井川(支流を含む。)
ウグイ		H24.5.11～:磐梯川(支流を含む。)及び磐梯川(支流を含む。)
牛の肉		H23.9.1～H23.20～一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
クマの肉		H24.7.20～:金城
シカの肉		H24.7.20～:金城
ヤマドリの肉		H24.10.22～:金城
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～:白石市、丸森町
H24.5.29～:栗原市		
H24.1.10～:白石市、角田市		
H24.3.8～:丸森町		
H24.3.15～:栗原町		
H24.4.5～:石田町		
H24.4.11～:氣仙沼市、南三陸町		
H24.4.12～:栗原市		
H24.4.19～:石卷市		
H24.4.20～:大崎市		
H24.4.21～:東松島市、東鳴瀬町		
H24.4.27～:仙台市、大崎市		
H24.5.7～:仙台市、大崎市、鳴瀬町		
H24.5.10～:仙台市、栗原市		
H24.5.18～:大崎市		
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18～:栗原市、大崎市
<さそつ(にごみ)		H24.4.27～:大崎市、栗原市
こしあぶら		H24.5.5～:大崎市、南三陸町
H24.5.11～:氣仙沼市、七ヶ宿町		
H24.5.15～:氣仙沼市、丸森町		
H24.5.17～:大崎市		
越後 大豆		H25.1.4～:栗原市(金合田村の区域に限る。)
鰐類 ソバ		H24.11.16～H25.1.1～一部解除:栗原市(金合田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
クロダイ		H24.12.14～:大崎市(第一見付の区域に限る。)
スズキ		H24.6.28～:宮城県石巻市金華山から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域
H24.11.8～:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
H24.4.12～:宮城県石巻市安原海岸上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
H24.10.25～:宮城県石巻市安原海岸上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で正東で囲まれた海域で囲まれた海域		
ヒラメ		H24.5.30～:宮城県石巻市金華山から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で正東で囲まれた海域で囲まれた海域
マダラ		H24.5.2～H24.8.30解除:マダラ。(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
H24.5.2～H25.1.17解除:マダラ。(1尾の重量が1キログラム未満以上のもの)		
ヒガングフ		H24.4.8～:宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で正東で囲まれた海域で囲まれた海域
ヤマフ(養殖を除く。)		H24.4.20～:宮城県内の大河川(支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.20～:江合川(2から8号取扱いの上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大池の上流(支流を含む。))及び名取川(支流を含む。)及び北川(支流を含む。)及び追川(2から8号取扱いの上流(支流を含む。))
ウグイ		H24.4.22～:追川(2から8号取扱いの上流(支流を含む。)及び追石川(2から8号取扱いダムの上流(支流を含む。)))
牛の肉		H23.7.28～H23.19～一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
イノシシの肉		H24.5.22～:角田市、丸森町、山元町
クマの肉		H24.8.25～:金城(上部地域を除く。)
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～:金城
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除:全県
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除:全県(下記の地域を除く。)
カキナ		H23.3.21～4.6～解除:北茨城市、高萩市
ハゼリ		H23.3.23～4.17解除:全県
タケノコ		H24.4.5～:潮来市、小美玉市、つくばみらい市
H24.4.13～:石岡市、鹿嶼郡、取手市、守谷市、那珂市、所沢市		
H24.4.19～:ひたちなか市、鉾田市、真岡市		
H24.4.28～:��町市、大先町		
H20.10.14～:土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市		
原木シタケ(露地栽培)		H24.4.8～:常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
H24.4.13～:ひたちなか市、那珂市		
原木シタケ(施設栽培)		H23.10.14～:土浦市、鉾田市
こしあぶら		H24.5.10～:日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)
イングレイ		H24.5.7～:常陸高田市(野生のものに限る。)
スズキ		H24.4.17～:常陸高田市(野生のものに限る。)
シロノバル		H24.4.13～:常陸高田市(野生のものに限る。)
二八		H24.4.17～:常陸高田市(野生のものに限る。)
マダラ		H24.4.19～:常陸高田市(野生のものに限る。)
ヒラメ		H24.4.17～:常陸高田市(野生のものに限る。)
コモリカスベ		H24.6.1～:常陸高田市(野生のものに限る。)
アマリカラマズ(養殖を除く。)		H24.4.17～:常陸大宮市(野生のものに限る。)
キンブナ		H24.4.17～:常陸大宮市(野生のものに限る。)
ウナギ		H24.5.7～:常陸大宮市(野生のものに限る。)
肉 イノシシの肉		H23.12.2～H23.12.1～一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
茶		出荷制限
H23.3.2～:以下の地域以外		
H23.3.10～:常陸大宮市、古河市、猿島市、坂東市、八千代市、猪俣町		
H23.6.2～H24.5.2解除:常陸太田市、常陸大宮市		
H23.6.2～H24.5.30解除:石岡市、那珂市、城里町		
H23.6.2～H24.6.5解除:鉾田市		
H23.6.2～H24.7.24解除:戸市		
H23.6.2～H24.8.20解除:高萩市		
H23.6.2～H24.9.10解除:日立市		
H23.6.2～H24.10.5解除:茨城町		
H23.6.2～H24.10.11解除:つくば市		

※□の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月14日現在

参考3

栃木県		出荷制限	
ホウセンソウ	H23.3.21～4.21解禁：那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解禁：全城		
カキナ	H23.3.21～4.14解禁：全城		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～：大田原市 H24.8.8～：矢板市 H24.8.15～：那須郡 H24.8.25～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須烏山市 H24.5.1～：那須塩原市、塙谷町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市 H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～：那須郡、壬生町		
タケノコ	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～：那須郡、壬生町		
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.25～：さくら市 H24.6.4～：那須市 H24.6.28～：壬生町 H24.1.12～：日光市 H23.11.7～：那須郡、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H24.1.14～：足利市、那須市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、芳賀町、高根沢町 H24.1.15～：宇都宮市 H24.11.8～：那須郡 H24.11.9～：壬生町 H24.11.14～：那須烏山市 H24.12.1～：大田原市 H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 H24.5.7～：大田原市、那須町、茂木町（野生のものに限る。） H24.5.22～：宇都宮市、那須烏山市（野生のものに限る。） H24.5.27～：那須郡、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町（野生のものに限る。） H24.5.15～：さくら市（野生のものに限る。） H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.15～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：麻沼町 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那須川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.1～：大田原市 H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 H24.5.7～：大田原市、那須町、茂木町（野生のものに限る。） H24.5.22～：宇都宮市、那須烏山市（野生のものに限る。） H24.5.27～：那須郡、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町（野生のものに限る。） H24.5.15～：さくら市（野生のものに限る。） H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.15～：大田原市 H24.5.17～：日光市、那須町（野生のものに限る。） H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.12～：市貝町 H24.5.15～：大田原市、那須市 H24.5.14～：那須塩原市、那須町 H24.5.18～：那須郡 H24.8.10～H25.1.23解禁：矢板市内の那須川のうち日光市足尾町内の区間（支道を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.8.10～：各河川（支道を含む。） H24.8.20～：那須郡内の那須川のうち日光市足尾町内の区間（支道を含む。） H24.5.7～H24.9.28解禁：大田原（支道を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.28解禁：荒井川（支道を含む。）及び那木畠ぬの那須川のうち武茂川との合流点の上流（支道を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。） H24.5.30～H25.1.23解禁：荒井川（支道を含む。）及び那木畠ぬの那須川のうち武茂川との合流点の上流（支道を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。） H23.8.2～H23.8.25～H23.8.25～部解除：金城（奥の手めの出島・検査方針に基づき警戒される牛を除く。） H23.9.2.2～H23.12.5～部解除：金城（奥の手めの出島・検査方針に基づき警戒される牛を除く。） H23.12.2～：金城 その他 茶 H23.8.2～：南沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解禁：板木市		
群馬県		出荷制限	
ホウセンソウ	H23.3.21～4.9解禁：全城		
カキナ	H23.3.21～4.9解禁：全城		
農産物	H24.9.25～：雨田町、真壁町、塙谷村 H24.10.10～：真壁町 H24.10.14～：森吉町 H24.10.23～：長野原町 H24.11.13～：みなかみ町		
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) H24.8.10～H25.1.23解禁：板木川内の那須川のうち日光市足尾町内の区間（支道を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.8.10～：各河川（支道を含む。） H24.4.20～：那須郡内の那須川のうち日光市足尾町内の区間（支道を含む。） ウグイ(稚魚を除く。) H24.5.7～H24.9.28解禁：大田原（支道を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.28解禁：荒井川（支道を含む。）及び那木畠ぬの那須川のうち武茂川との合流点の上流（支道を含む。）及び那木畠ぬの那須川のうち武茂川との合流点の上流（支道を含む。） H24.5.30～H25.1.23解禁：荒井川（支道を含む。）及び那木畠ぬの那須川のうち武茂川との合流点の上流（支道を含む。） 肉 牛の肉 H23.8.2～H23.8.25～H23.8.25～部解除：金城（奥の手めの出島・検査方針に基づき警戒される牛を除く。） H23.9.2.2～H23.12.5～部解除：金城（奥の手めの出島・検査方針に基づき警戒される牛を除く。） H23.12.2～：金城 その他 茶 H23.8.2～：南沼市、大田原市 H23.6.30～H24.5.28解禁：桐生市		
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.18～：猪俣町、皆野町 H24.10.29～：上里がむ町 H24.11.5～：越山村		
千葉県	出荷制限		
ホウセンソウ	H23.4.4～4.22解禁：船橋、香取市、多古町		
シンギョ、チングンサイ、サンチュ バセリ	H23.4.4～4.22解禁：船橋市		
農産物	セルリー タケノコ 原木シイタケ(露地栽培) 原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.5～：夷隅市、夷隅 H24.4.11～：相模原、八戸代代 H24.4.12～：船橋市 H24.4.13～：松戸市 H24.5.10.1～：柏原市、市原市 H24.5.11.8～：柏原市 H24.5.22～：佐倉市 H24.5.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.19～：千葉市、八千代市 H24.5.18～：市原市 H24.5.14～：印西市 H24.5.18～：市原市 H24.5.14～：市原市 H24.5.14～：市原市	
水産物	ギンブナ H24.7.10～：手賀沼及び手賀沼に入流する河川（支流を含む。）、手賀川（支流を含む。）		
肉	イノシシの肉 H24.11.5～H25.1.15～部解除：金城（奥の手めの出島・検査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。）		
その他	茶 H23.6.2～H24.5.27解禁：大白里町 H23.7.4～H24.5.21解禁：猪俣市 H23.6.2～H24.5.25解禁：猪俣市 H23.6.2～H24.5.28解禁：野田市、富里市、山武市		
神奈川県		出荷制限	
その他	茶 H23.6.2～8.29解禁：南足柄市 H23.6.23～9.14解禁：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解禁：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解禁：相模原市 H23.6.27～10.26解禁：中央原市 H23.6.2～11.10解禁：小田原市 H23.6.2～11.10解禁：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解禁：湯河原町		
新潟県		出荷制限	
肉	クマの肉 H24.11.5～：金城（佐渡市及び東島浦村を除く。）		
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.26～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村		
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.8.20～：御井沢町、御代田町 H24.10.1～：八岳町、飯田町 H24.10.11～：塩尻市		
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5～：御殿場市、小山町		

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

現在の実績：平成25年2月14日現在
食品に基づく災害対策特別措置法の実績：平成25年2月14日現在

福島県		採取制限
	H23.3.23～下記の地図以外	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、矢吹町、棚倉町、猪苗代町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字御崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字柳川、原町区馬場字行津及び原町区大字和田城の区域を除く。)	
野菜	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～7.1解除：郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、磐折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～8.1解除：郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、磐折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～9.1解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～下記の地図以外	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、利根町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐折町、国見町、川俣町、(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、中野村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字御崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字柳川、原町区馬場字行津及び原町区大字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～下記の地図以外	
アブラナ科の花葉類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、境町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、西会津町、金山水町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町 H23.3.23～6.1解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字御崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字柳川、原町区馬場字行津及び原町区大字和田城の区域を除く。)、福島市、伊達市、(本宮市、桑折町、国見町、川俣町)(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
原木しいたけ(露地)	H23.4.13～ 薩摩村 H23.9.6～：棚倉町(※被根前に属する野生キノコに属する)	
キノコ類(野生のもの)に限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
水産物	H23.9.20～：南相馬市 H23.4.20～ H24.6.22解除：全域 H4.3.29～：新田川(支流を含む。)	
イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、双葉町、双葉町、新地町、川内村、東郷町、新地町、新地町 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、磐折町、国見町、川奥町、大玉村 肉 インシジンの肉	